

歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和6年1月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和5年12月28日・厚生労働省告示第342号）及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について（令和5年12月28日・保医発1228第1号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和6年1月適用）。

I 材料価格基準（歯冠修復及び欠損補綴）の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年9月まで	5年3月まで	5年9月まで	6年1月から
		[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	[5年12月まで]	
001 削除						
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円 [6,019円]	6,569円 [6,493円]	6,512円 [6,596円]	6,817円 [7,183円]	7,358円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円 [6,002円]	6,552円 [6,476円]	6,495円 [6,579円]	6,800円 [7,166円]	7,341円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円 [6,152円]	6,702円 [6,626円]	6,645円 [6,729円]	6,950円 [7,316円]	7,491円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円 [5,979円]	6,529円 [6,453円]	6,472円 [6,556円]	6,777円 [7,143円]	7,318円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円 [3,413円]	3,715円 [3,481円]	3,711円 [3,391円]	3,077円 [3,095円]	3,037円
007 削除						
008 削除						
009 削除						
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円 [3,952円]	4,235円 [4,052円]	4,226円 [3,994円]	3,781円 [3,832円]	3,807円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円 [145円]	152円 [145円]	144円 [151円]	同左下 [157円]	158円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円 [178円]	185円 [178円]	177円 [184円]	同左下 [190円]	191円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円 [265円]	269円 [265円]	同左下 [269円]	同左下 [272円]	273円
014 削除						
015 削除						

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	4年4月	4年9月まで	5年3月まで	5年9月まで	6年1月から	材 料 料	4年4月	4年9月まで	5年3月まで	5年9月まで	6年1月から
	[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	[5年12月まで]			[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	[5年12月まで]	
M002 支台築造(1歯につき) → 357頁						(2) 小臼歯・前歯					
[1の(1)のみ抜粋]						イ インレー					
1 間接法						a 単純なもの	258点 [279点]	304点 [285点]	304点 [277点]	252点 [253点]	248点
(1) メタルコアを用いた場合						b 複雑なもの	512点 [555点]	604点 [566点]	604点 [552点]	501点 [504点]	494点
イ 大白歯	76点 [77点]	81点 [77点]	76点 [80点]	同左下 [83点]	84点	ロ 4分の3冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点 [622点]	610点
ロ 小臼歯・前歯	47点 [48点]	50点 [48点]	同左下 [50点]	同左下 [52点]	同左下	ハ 5分の4冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点 [622点]	610点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁						ニ 全部金属冠	794点 [860点]	936点 [877点]	935点 [855点]	775点 [780点]	765点
1 14カラット金合金						3 銀合金					
(1) インレー						(1) 大白歯					
複雑なもの	898点 [964点]	1,052点 [1,040点]	1,043点 [1,057点]	1,092点 [1,151点]	1,179点	イ インレー					
(2) 4分の3冠	1,123点 [1,205点]	1,315点 [1,300点]	1,304点 [1,321点]	1,365点 [1,438点]	1,473点	a 単純なもの	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下 [23点]	同左下 [24点]	同左下
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）						b 複雑なもの	38点 [同上]	40点 [38点]	同左下 [40点]	同左下 [41点]	同左下
(1) 大白歯						ロ 5分の4冠	49点 [50点]	52点 [50点]	同左下 [51点]	同左下 [53点]	同左下
イ インレー						ハ 全部金属冠	61点 [同上]	64点 [61点]	同左下 [63点]	同左下 [65点]	66点
a 単純なもの	379点 [410点]	447点 [418点]	446点 [408点]	370点 [372点]	365点						
b 複雑なもの	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点 [688点]	675点						
ロ 5分の4冠	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点 [948点]	861点 [866点]	849点						
ハ 全部金属冠	1,108点 [1,201点]	1,308点 [1,225点]	1,306点 [1,194点]	1,083点 [1,089点]	1,069点						

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年1月
	[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	[5年12月まで]	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯					
イ インレー					
a 単純なもの	14点 [同上]	同左下 [同上]	同左下 [同上]	同左下 15点	同左下
b 複雑なもの	28点 [29点]	30点 [29点]	28点 [30点]	同左下 同上	31点
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下 37点	38点
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下 37点	38点
ニ 全部金属冠	44点 [45点]	47点 [45点]	同左下 [46点]	同左下 48点	同左下
M010-3 接着冠(1歯につき) →366頁					
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
(1) 前歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点 622点	610点
(2) 小臼歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点 622点	610点
(3) 大白歯	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点 [948点]	861点 866点	849点
2 銀合金					
(1) 前歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下 37点	38点
(2) 小臼歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下 37点	38点
(3) 大白歯	49点 [50点]	52点 [50点]	同左下 [51点]	同左下 53点	同左下
M010-4 根面被覆(1歯につき) →367頁					
[1のみ抜粋]					
1 根面板によるもの					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	379点 [410点]	447点 [418点]	446点 [408点]	370点 372点	365点
ロ 小臼歯・前歯	258点 [279点]	304点 [285点]	304点 [277点]	252点 253点	248点
(2) 銀合金					
イ 大白歯	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下 [23点]	同左下 24点	同左下
ロ 小臼歯・前歯	14点 [同上]	同左下 [同上]	同左下 [同上]	同左下 15点	同左下
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →368頁					
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	988点 [1,071点]	1,166点 [1,092点]	1,165点 [1,164点]	966点 971点	953点
2 銀合金を用いた場合	98点 [99点]	103点 [99点]	98点 [102点]	同左下 105点	106点
M017 ポンティック(1歯につき) →374頁					
1 铸造ポンティック					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点 [1,374点]	1,247点 1,254点	1,231点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点 [1,035点]	939点 945点	927点
(2) 銀合金					
大白歯・小臼歯	49点 [同上]	51点 [49点]	同左下 [51点]	同左下 52点	同左下
2 レジン前装金属ポンティック					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合					
イ 前歯	767点 [831点]	905点 [848点]	904点 [826点]	749点 754点	740点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点 [1,035点]	939点 945点	927点
ハ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点 [1,374点]	1,247点 1,254点	1,231点
(2) 銀合金を用いた場合					
イ 前歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下 67点	同左下
ロ 小臼歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下 67点	同左下
ハ 大白歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下 67点	同左下

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年1月
	[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	[5年12月まで]	
M020 鑄造鉤(1個につき) →381頁					
[1・2のみ抜粋]					
1 14カラット金合金					
(1) 双子鉤					
イ 大・小臼歯	1,163点 [1,249点]	1,363点 [1,348点]	1,352点 [1,369点]	1,415点 1,491点	1,528点
ロ 犬歯・小臼歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点 [1,114点]	1,151点 1,213点	1,243点
(2) 二腕鉤(レストつき)					
イ 大白歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点 [1,114点]	1,151点 1,213点	1,243点
ロ 犬歯・小臼歯	727点 [780点]	852点 [842点]	844点 [855点]	884点 932点	954点
ハ 前歯(切歯)	560点 [601点]	656点 [648点]	650点 [659点]	681点 717点	735点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
(1) 双子鉤					
イ 大・小臼歯	1,020点 [1,106点]	1,204点 [1,128点]	1,202点 [1,099点]	997点 1,003点	984点
ロ 犬歯・小臼歯	798点 [865点]	941点 [882点]	940点 [859点]	780点 784点	770点
(2) 二腕鉤(レストつき)					
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点 688点	675点
ロ 犬歯・小臼歯	609点 [660点]	718点 [673点]	718点 [656点]	595点 599点	587点
ハ 前歯(切歯)	565点 [612点]	666点 [624点]	666点 [608点]	552点 555点	545点
M021 線鉤(1個につき) →382頁					
[2のみ抜粋]					
2 14カラット金合金					
(1) 双子鉤	559点 [599点]	652点 [645点]	647点 [655点]	676点 712点	729点
(2) 二腕鉤(レストつき)	432点 [463点]	504点 [498点]	500点 [506点]	523点 550点	563点
M021-2 コンピネーション鉤(1個につき) →382頁					
[1のみ抜粋]					
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合					
(1) 前歯	282点 [306点]	333点 [312点]	333点 [304点]	276点 278点	272点
(2) 犬歯・小臼歯	305点 [330点]	359点 [337点]	359点 [328点]	298点 299点	294点
(3) 大白歯	350点 [380点]	413点 [387点]	413点 [377点]	342点 344点	338点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →382頁					
[2の(1)・(2)のみ抜粋]					
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料(1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点 688点	675点
ロ 小臼歯・前歯	512点 [555点]	604点 [566点]	604点 [552点]	501点 504点	494点
(2) 銀合金					
イ 大白歯	38点 [同上]	40点 [38点]	同左下 [40点]	同左下 41点	同左下
ロ 小臼歯・前歯	28点 [29点]	30点 [29点]	28点 [30点]	同左下 同上	31点
M023 バー(1個につき) →384頁					
[1の(1)のみ抜粋]					
1 鑄造バー					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,636点 [1,773点]	1,930点 [1,808点]	1,927点 [1,761点]	1,598点 1,608点	1,577点

その他、以下の事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

・疑義解釈資料の送付について（その62）（令和5年12月18日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後
302	右段下から23行目後	<p>※令和5年12月の追補による修正後の記述の後に1行空けて以下を加える。</p> <p>■半導体レーザー用プローブを用いたレーザー光照射の事務連絡</p> <p>問 医科診療報酬点数表の区分番号「K470-2」頭頸部悪性腫瘍光線力学療法を準用する場合において、歯科診療報酬点数表の手術の部通則の留意事項通知(31)のイ以外に、満たすべき要件はあるか。</p> <p>答 医科診療報酬点数表の区分番号「K470-2」頭頸部悪性腫瘍光線力学療法は医療機器（BioBlade レーザシステム）及び医薬品（アキラルックス点滴静注250mg）を用いて実施するものであり、当該医薬品の医薬品リスク管理計画書に示された以下の施設要件を満たす必要がある。なお、施設要件等の詳細に関しては、医薬品リスク管理計画書を参照すること。</p> <p>（施設要件）</p> <p>① 日本頭頸部外科学会に認定された指定研修施設または次のいずれかに該当する日本口腔腫瘍学会に認定された指定研修施設であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院，地域がん診療連携拠点病院，地域がん診療病院など） ・ 特定機能病院 ・ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院，がん診療連携協力病院，がん診療連携推進病院など） ・ 外来化学療法室を設置し，外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設 ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 <p>② 常勤の頭頸部がん指導医，または口腔がん専門医がいること。常勤の頭頸部がん指導医が一時的に不在の場合は，頭頸部アルミノックス治療指導医と連携すること</p> <p>③ 本治療の医師要件，または歯科医師要件を満たす常勤医師，または歯科医師がいること</p> <p>④ 「頭頸部がん診療連携プログラム（日本臨床腫瘍学会）」における連携協力医師との連携が組めること</p> <p>⑤ 常勤麻酔医が1名以上在籍すること</p> <p>⑥ 緊急手術の実施体制を有すること</p> <p>⑦ 医療機器の保守管理体制を有すること</p> <p>⑧ 医療安全管理委員会を有すること</p> <p>⑨ 耳鼻咽喉科専門医が1名以上在籍すること</p>	<p>（令5. 12. 18「歯科」問1）</p>
371	右段上から15行目後	<p>※以下を加える。</p> <p>問 区分番号「M015-2」CAD/CAM冠について，CAD/CAM冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合，クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となるか。</p> <p>答 対象となる。ただし，歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して，CAD/CAM冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合は区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の留意事項通知(4)の口の通り，対象とならない。</p> <p>問 区分番号「M015-2」CAD/CAM冠について，CAD/CAM冠用材料（V）を使用する場合，現在，保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できるか。また，区分番号「M005」装着の注1の内面処理加算1は算定できるか。</p> <p>答 保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できる。なお，装着に際しては，歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を確実に行った上で，接着性レジンセメントを用いること。その際，区分番号「M005」装着の注1の内面処理加算1は算定可能である。</p> <p>※参考 「PEEK冠に関する基本的な考え方」（公益社団法人日本補綴歯科学会） https://www.hotetsu.com/c_2006.html</p>	<p>（令5. 12. 18「歯科」問3）</p>